

議案第 6 0 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市事業評価審議委員会の項の次に次のように加える。

三田市新庁舎建設検討委員会	市の新庁舎建設に係る基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
---------------	----------------------------------	-------	---------------------------------------	----------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。